

審議事項(部会報告)

鳥獣保護区等の指定

静岡県環境審議会 鳥獣保護管理部会

鳥獣保護区等の指定 - しずおか
ふじのくに

部会への付託事項

- 1 鳥獣保護区特別保護地区の指定
富士山南鳥獣保護区特別保護地区【再指定】
(富士市、富士宮市、御殿場市、裾野市、小山町)
- 2 狩猟鳥獣(イノシシ・ニホンジカを除く。)捕獲禁止区域の指定
(1) 東山口地区(掛川市)
(2) 西方地区(菊川市)
(3) 小笠山地区(袋井市) } 【再指定】
- 3 鳥獣保護区の指定
井川湖鳥獣保護区の指定【区域変更を伴う期間更新】

部会開催日 令和5年7月19日(水)

鳥獣保護区等の指定 - しずおか
ふじのくに

1 鳥獣保護区特別保護地区の指定

富士山南鳥獣保護区特別保護地区【再指定】

事務局説明

- ・ 特別保護地区内で生息が確認されている希少鳥獣の生息状況を提示した。
- ・ 開発行為を規制しており、生態系を形成する豊かな自然環境が保全されている。
- ・ 樹木の食害の原因となるニホンジカの個体数管理の実施状況を説明した。

部会委員の主な発言

- ・ 特別保護地区等の指定の際には、鳥獣の生息状況等の現況調査を行った上での検討が必要である。

審議結果

鳥獣保護区特別保護地区に再指定する。

審議有終の環境部 - しずおか

ふじのくに

2 狩猟鳥獣(イノシシ・ニホンジカを除く)捕獲禁止区域の指定【再指定】

(1)東山口地区 (2)西方地区 (3)小笠山地区

事務局説明

- ・ イノシシによる農業被害は横ばいで推移している。
- ・ 引き続き、鳥獣の保護と獣害の抑制を図る必要がある

部会委員の主な発言

- ・ 再指定について特段の意見は出なかった。

審議結果

狩猟鳥獣捕獲禁止区域に再指定する。

審議有終の環境部 - しずおか

ふじのくに

3 鳥獣保護区の指定

井川湖鳥獣保護区の指定【区域変更を伴う期間更新】

事務局説明

- ・区域変更の考え方や区域内の現況を説明した。
- ・ニホンジカによる森林や農作物の被害状況を説明した。

部会委員の主な発言

- ・次回の更新に向けて議論が継続されることが必要である。
- ・区域面積が大幅に減少することを踏まえ、区域を見直したことによる影響を調査し、評価することが必要である。
→・ニホンジカの食害により植生が変化し、鳥獣の生息環境にも影響を与えている。
 - ・今後の取組として、ニホンジカの個体数管理の推進や植生のモニタリング調査等の実施について説明した。

富岡有楽の環境部 一しずおか

よしのくに

- ・渡り鳥が井川湖に飛来しているようであれば、湖面を保護区とすることを検討すべきである。
⇒・井川湖の渡り鳥の飛来状況について、ダム建設当時から現在に至るまで、飛来数は極めて少ない。
- ・県全体の鳥獣保護区等の面積が減少しないよう、保護地域の更新や見直しの際には、区域を拡張する余地がないかを議論して進めていくことが重要である。
→・鳥獣保護区等の面積を維持するため、更新等の際には、それぞれの地区で指定方法や既存の指定区域の見直しを検討していく。

審議結果

諸問どおり区域を変更した上で期間を更新する。

ただし、次のとおり意見を付す。

『区域の見直しによる影響を確認するため、モニタリング調査等を実施し、調査結果等を踏まえて、次期指定の検討を行うこと。』

富岡有楽の環境部 一しずおか

よしのくに